

福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

(平成19年2月1日条例第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する法第203条の2の規定に基づく報酬及び費用弁償並びに法第204条第1項の規定に基づく旅費の額並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、別表第1及び別表第2に規定する報酬及び費用弁償を支給する。

(1) 選挙管理委員会の委員及び監査委員

(2) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員(以下「附属機関の委員等」という。)

(3) 前2号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(4) 広域連合長及び副広域連合長

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(報酬等の支給)

第4条 特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給については、次のとおりとする。

(1) 年額報酬は、年度ごとの額とし、その年度分を年度末月に支給する。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、それを分割し、又は支給月を変更することができる。

(2) 日額報酬及び費用弁償は、その日数等に応じ、適宜支給する。

2 年額報酬が支給される特別職の職員が、新たにその職についたときの報酬は、その職についた日の属する月から月割をもって支給し、その職を離れたときの報酬は、その職を離れた日の属する月まで月割(算出額に円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り上げるものとする。)をもって支給する。

(費用弁償等の支給及びその種類)

第5条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。

3 公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月29日条例第6号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬額	
選挙管理 委員会	委員長	日 額	9,000円
	委員	日 額	8,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年 額	20,000円
	その他の委員	年 額	120,000円
附属機関の委員等		日 額	8,000円
広域連合長		年 額	35,000円
副広域連合長		年 額	30,000円

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

区分		費用弁償					鉄道賃、船賃、航空賃
		車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)		食卓料 (1夜につき)	
				甲地方	乙地方		
選挙管理委員会	委員長	37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第12号）の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合には、上級の旅客運賃の額
	委員						
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	
	その他の委員						
附属機関の委員等		37円	2,600円	16,500円	14,900円	2,600円	
広域連合長		37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	
副広域連合長							

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。